

ろうきん口座開設アプリからの口座開設に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「ろうきん口座開設アプリ」(以下「本アプリ」といいます。)から開設した当金庫の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「普通預金規定」「総合口座取引規定」(以下「各種預金規定」といいます。)の一部を構成するとともに同規定と一体として扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

2. (預金契約の成立)

- (1) 本アプリからの申込みにより開設された口座は、当金庫が口座開設手続きを完了のうえお送りする通帳または口座開設のお知らせをお客さまが受取られたことを当金庫が確認した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。
- (2) 本人限定郵便で送付した通帳等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を取消できるものとします。

3. (印章の届け出)

- (1) 本アプリからの申込みにより開設された口座の印章は、口座開設後すみやかに別途当金庫所定の方法により届出るものとします。
- (2) 当金庫は、前記(1)の印章の届出を受付ける際には、当金庫所定の方法により本人確認等を行います。
- (3) 前記(1)の届出が完了するまでは、印章の押印を要する当金庫所定の取引はできません。
- (4) 前記(1)の届出前に生じた損害、または前記(1)の届出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

以上